

平成26年9月
勝浦市議会定例会会議録（第5号）

平成26年9月25日

○出席議員 18人

1番 磯野典正君	2番 鈴木克己君	3番 戸坂健一君
4番 藤本治君	5番 渡辺玄正君	6番 根本譲君
7番 佐藤啓史君	8番 岩瀬洋男君	9番 松崎栄二君
10番 吉野修文君	11番 岩瀬義信君	12番 寺尾重雄君
13番 土屋元君	14番 黒川民雄君	15番 末吉定夫君
16番 丸昭君	17番 刈込欣一君	18番 板橋甫君

○欠席議員 なし

○地方自治法第121条の規定により出席した者の職氏名

市長 猿田寿男君	副市長 関重夫君
教育長 藤平益貴君	総務課長 藤江信義君
企画課長 関富夫君	財政課長 関利幸君
税務課長 鈴木克己君	市民課長 渡辺茂雄君
介護健康課長 大鐘裕之君	生活環境課長兼 清掃センター所長 齋藤恒夫君
福祉課長 花ヶ崎善一君	都市建設課長 藤平喜之君
農林水産課長 関善之君	観光商工課長 酒井清彦君
水道課長 岩瀬健一君	会計課長 岩瀬義博君
教育課長 軽込貫一君	社会教育課長 菅根光弘君

○職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

事務局長 目羅洋美君	議事係長 植村仁君
------------	-----------

議 事 日 程

議事日程第5号

第1 議案上程・委員長報告・質疑・討論・採決

（総務常任委員長）

議案第30号 勝浦市過疎地域自立促進計画の策定について

議案第34号 工事請負変更契約の締結について

議案第35号 平成26年度勝浦市一般会計補正予算

(教育民生常任委員長)

議案第31号 勝浦市コミュニティ集会施設設置管理条例の一部を改正する条例の制定について

議案第32号 勝浦市子ども医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第33号 勝浦市母子世帯高校就学費補助条例の一部を改正する条例の制定について

議案第36号 平成26年度勝浦市国民健康保険特別会計補正予算

議案第37号 平成26年度勝浦市介護保険特別会計補正予算

(建設経済常任委員長)

議案第38号 平成26年度勝浦市水道事業会計補正予算

(決算審査特別委員長)

議案第39号 決算認定について

(平成25年度勝浦市一般会計歳入歳出決算)

議案第40号 決算認定について

(平成25年度勝浦市国民健康保険特別会計歳入歳出決算)

議案第41号 決算認定について

(平成25年度勝浦市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算)

議案第42号 決算認定について

(平成25年度勝浦市介護保険特別会計歳入歳出決算)

議案第43号 利益の処分及び決算認定について

(平成25年度勝浦市水道事業会計決算)

第2 議案上程・説明・質疑・討論・採決

議案第44号 平成26年度勝浦市一般会計補正予算

議案第45号 教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて

第3 発議案上程・説明・質疑・討論・採決

発議案第7号 今年の米価下落にあたって生産コストに見合う米価のため緊急対策を求める意見書について

第4 各常任委員会の所管事務調査について

第5 報告

報告第5号 専決処分の報告について

開 議

平成26年9月25日(木) 午前10時開議

○議長(岩瀬義信君) ただいま出席議員は18人全員でありますので、議会はここに成立いたしました。

これより本日の会議を開きます。

本日の日程は、お手元へ配布したとおりでありますので、それによってご承知を願います。

議案上程・委員長報告・質疑・討論・採決

○議長（岩瀬義信君） 日程第1、議案を上程いたします。

議案第30号 勝浦市過疎地域自立促進計画の策定について、議案第34号 工事請負変更契約の締結について、議案第35号 平成26年度勝浦市一般会計補正予算、以上3件を一括議題といたします。

本件に関し、委員長の報告を求めます。佐藤総務常任委員長。

〔総務常任委員長 佐藤啓史君登壇〕

○総務常任委員長（佐藤啓史君） 議長よりご指名がありましたので、今期定例会において総務常任委員会に付託されました議案の審査経過と結果について、その概要をご報告いたします。

当総務常任委員会は、付託されました事件を審査するため、去る9月17日、委員会を開催し、執行部より市長、副市長、教育長及び関係課長の出席を求め、その審査を終了いたしました。

その結果につきましては、お手元へ配布の委員会審査報告書のとおり、議案第30号 勝浦市過疎地域自立促進計画の策定について、議案第34号 工事請負変更契約の締結について、議案第35号 平成26年度勝浦市一般会計補正予算、以上3件につきましては、議案第30号及び議案第34号は全員賛成で、議案第35号は賛成多数で、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、審査の過程において、議案第35号で、自衛官募集懸垂幕作成委託料を補正予算から除くべきとの反対討論がありましたことを申し添えます。

以上をもちまして、総務常任委員長の報告を終わります。

○議長（岩瀬義信君） これより委員長の報告に対する質疑に入るのでありますが、ただいまのところ通告はありません。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩瀬義信君） これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入るのでありますが、ただいまのところ通告はありません。討論はありませんか。藤本議員。

〔4番 藤本 治君登壇〕

○4番（藤本 治君） 私は、議案第35号 平成26年度勝浦市一般会計補正予算に反対の立場から討論を行います。

本一般会計補正予算の歳出には、総務管理費として自衛官募集の垂れ幕作成委託料12万円の事業費が計上されています。また、歳入には、国庫支出金として同額の委託金が計上されています。つまり、勝浦市は自衛官募集の垂れ幕を2枚つくりたいので、費用は国に全額を請求して出してもらいますという提案です。これは市の独自財源は使わないとしても、断じて認めることはできません。去る7月1日、この日は、自衛隊の創設からちょうど60年目に当たる日でしたが、集団的自衛権の行使を容認する憲法破壊の閣議決定が強行されました。戦場に送られた自衛隊員が殺し、殺される。60年間なかったことが起きる。そんな事態につながる暴挙です。

これは憲法9条のもとでは、海外での武力行使は許されないという従来の憲法解釈を180度転

換し、日本を海外で戦争する国に変えるものです。安倍首相は国会での我が党の追及に、アメリカが戦争に乗り出した際に自衛隊が戦闘地域まで行って軍事支援を行うこと、さらに、相手から攻撃された場合に武器の使用はするとして武力行使を行うことを認めました。アメリカの戦争のために、日本の若者の血を流す、これこそ安倍政権がやろうとしていることの正体です。

また、閣議決定は、日本に対する武力攻撃がなくても、日本の存立が脅かされ、国民の権利が根底から覆される明白な危険がある場合には集団的自衛権の行使ができるとしています。この点について、安倍首相は、石油の供給不足や日米関係に重大な影響がある場合でも、武力の行使があり得ると答弁し、時の政権の判断で海外での武力行使が無限定に広がることが明らかとなりました。

今後は、来年の通常国会に向けて、海外で戦争する国を目指す立法作業が行われます。闘いはこれからです。日本共産党は閣議決定の撤回、立法作業の中止を強く求めます。このようにときに、勝浦の若者を海外の戦場に送り出し、殺し、殺されることに加担するような事業は許されることではありません。この1点を持って、本一般会計補正予算には反対であることを表明し、反対討論を終わります。

○議長（岩瀬義信君） ほかに討論はありませんか。岩瀬洋男議員。

〔8番 岩瀬洋男君登壇〕

○8番（岩瀬洋男君） 私は、議案第35号 平成26年度勝浦市一般会計補正予算について、賛成の立場で討論いたします。

今回の補正予算は、認定こども園整備事業に係る業務委託、放課後ルーム建設の設計業務委託等、未来の勝浦を支える子どもたちへの事業費の計上を初めとして、子育て世帯への臨時特例給付金として、今後申請見込みの児童128人分の計上、衛生費においてもクリーンセンターの緊急修繕。そして、再三議会においても議題に上ります圃場整備採択に係る調査計画策定のための業務委託。また、急がれる避難路の整備予算。待ちに待った勝浦市芸術文化交流センターこけら落とし公演ほかの関連予算の計上等。総務費、民生費、衛生費、商工費、農林水産業費、土木費、消防費、教育費、災害復旧費と幅広い分野での平成26年度後半の勝浦市民のための福祉予算であり、速やかな業務遂行が望まれるものであります。

これらに加え、今回、国庫補助金として自衛官募集事務委託金として事業費分12万円が歳入に計上され、総務費に自衛官募集懸垂幕作成委託料が同額計上されております。自衛官の募集は現役高校生を中心に広く国民一般から、しかも多数の人材を募集する性格のものと理解しています。防衛省だけでなく、地域社会と密接なつながりを有する地方公共団体と連携して募集することが必要不可欠であります。この自衛官募集に関する事業は、国が本来果たすべき役割であります。国において、その適正な処理を特に確保する必要があるものとして、法律またはこれに基づく政令に定められている法定受託事務と言われるものであります。

根拠法令となる自衛隊法第97条1項では、都道府県及び市長村長は、政令で定めるところにより、自衛官及び自衛官候補生の募集に関する事務の一部を行うと定め、その3項では、協力に要する経費は国庫の負担とすると定めています。国から託された事業をルールに従い対処していくことは、地方自治体の重要な役割の一つであります。

今回の懸垂幕は自衛官の募集に限られたもので、集団的自衛権の行使容認の閣議決定と切り離して考えるべきものであると考えます。

したがいまして、このような点から、私は、議案第35号 平成26年度勝浦市一般会計補正予算に対し賛意を表し、賛成討論といたします。

○議長（岩瀬義信君） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩瀬義信君） これをもって討論を終結いたします。

これより議案第30号 勝浦市過疎地域自立促進計画の策定についてを採決いたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○議長（岩瀬義信君） 挙手全員であります。よって、議案第30号は、原案のとおり可決されました。

○議長（岩瀬義信君） 次に、議案第34号 工事請負変更契約の締結についてを採決いたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○議長（岩瀬義信君） 挙手全員であります。よって、議案第34号は、原案のとおり可決されました。

○議長（岩瀬義信君） 次に、議案第35号 平成26年度勝浦市一般会計補正予算を採決いたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手多数〕

○議長（岩瀬義信君） 挙手多数であります。よって、議案第35号は、原案のとおり可決されました。

○議長（岩瀬義信君） 次に、議案第31号 勝浦市コミュニティ集会施設設置管理条例の一部を改正する条例の制定について、議案第32号 勝浦市子ども医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第33号 勝浦市母子世帯高校就学費補助条例の一部を改正する条例の制定について、議案第36号 平成26年度勝浦市国民健康保険特別会計補正予算、議案第37号 平成26年度勝浦市介護保険特別会計補正予算、以上5件を一括議題といたします。本件に関し、委員長の報告を求めます。土屋教育民生常任委員長。

〔教育民生常任委員長 土屋 元君登壇〕

○教育民生常任委員長（土屋 元君） 議長よりご指名がありましたので、今期定例会において、教育民生常任委員会に付託されました議案の審査経過と結果について、その概要をご報告いたします。

当教育民生常任委員会は、付託されました事件を審査するため、去る9月18日、委員会を開催し、執行部より市長、副市長、教育長及び関係課長の出席を求め、その審査を終了いたしました。

その審査結果につきましては、お手元へ配布の委員会審査報告書のとおり、議案第31号 勝浦市コミュニティ集会施設設置管理条例の一部を改正する条例の制定について、議案第32号 勝浦市子ども医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第33号 勝浦市母子世帯高校就学費補助条例の一部を改正する条例の制定について、議案第36号 平成26年度勝浦市国民健康保険特別会計補正予算、議案第37号 平成26年度勝浦市介護保険特別会計補正予算、以上5件につきまして、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上をもちまして、教育民生常任委員長の報告を終わります。

○議長（岩瀬義信君） これより委員長の報告に対する質疑に入るのでありますが、ただいまのところ通告はありません。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩瀬義信君） これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入るのでありますが、ただいまのところ通告はありません。討論はありませんか。藤本議員。

〔4番 藤本 治君登壇〕

○4番（藤本 治君） 私は、議案第31号 勝浦市コミュニティ集会施設設置管理条例の一部を改正する条例の制定に、反対の立場から討論を行います。

本条例改正は、12月からの芸術文化交流センターの開設に当たり、交流センターに従来の公民館職員をそのままの身分では配置できないため、公民館条例を廃止しようとするものです。交流センターと従来の公民館・集会所で行われていた活動を統一的に運営するための体制として新規職員とともに従来の公民館職員を交流センターに配置するためには、公民館の名を捨ててもよいが、その実である公民館活動の成果を引き継ぎ発展させることを条例等で担保することが必要だというのが公民館運営審議会での総意でした。そのための担保として今準備されているのは、新たににつくられる芸術文化交流センター設置管理条例施行規則に職員体制と分掌事務の内容を明記する、その改変は、条例で設置される芸術文化交流センター運営協議会での協議によるというのが本条例改正への質疑での答弁で明らかにされたことでした。

公民館運営審議会の総意は、公民館の名を残すか否かにはこだわらないが、今までに築かれた公民館活動の成果を保ち、後退させないというものです。それを担保するためには、議会での議決を必要とする条例の本文に、例えば公民館活動の成果を引き継ぎ発展させるために規則にその詳細を定めると目的を明記することが最小限必要であると、私は考えます。今回提案の勝浦市コミュニティ集会施設設置管理条例ないしは勝浦市芸術文化交流センター設置管理条例にそのような条例改正を伴うことが必要です。

以上の理由により、本条例改正案には反対をし、討論といたします。

○議長（岩瀬義信君） ほかに討論はありませんか。佐藤議員。

〔7番 佐藤啓史君登壇〕

○7番（佐藤啓史君） 私は、議案第31号 勝浦市コミュニティー集会施設設置管理条例の一部を改正する条例の制定について、賛成の立場で討論をいたします。

今回の条例改正案は、勝浦市興津公民館を廃止し、興津集会所として活用しようとするもので、あわせて勝浦市公民館条例の廃止等関係条例について、所要の改正をしようとするものがあります。

私は、勝浦市公民館運営審議会の委員長の職にあります。反対者は勝浦市公民館運営審議会の委員であり、私も反対者である藤本議員も、これまで行われている公民館事業がきちんと引き継がれていくことやサービス内容が低下しないようにということで認識は一致しているものではありますが、どうしたわけか立場が逆になってしまいました。しかしながら、これから申し上げることから、今回の条例改正案について賛成するものであります。

興津公民館の廃止については、本年7月31日に開催された平成26年度第2回勝浦市公民館運営審議会において、興津公民館のあり方について、興津公民館を公民館として存続するか、集会所とするかについて審議いたしました。

審議の内容については、出席いただいた委員全員から意見を聴取し、委員長である私が委員の意見を集約し、その結果、公民館の廃止については条件を付して了承することといたしました。

1つには、今の公民館事業の質を落とすことなく、新しい施設においても実施することとし、条例または規則にて明記すること。2つには、地元興津区の了解を得ること。3つには、新しい施設（集会所）となっても、公民館の利用サービスの基準を落とすことがないこと、以上3点について厳守することを前提として、興津公民館の廃止については、出席された委員全員が了承され、私の名前で勝浦市公民館長に対して、書面において答申をいたしました。

公民審で提示した3つの条件に関しては、過日、16日の本会議の質疑の中で社会教育課長が答弁されたように、1点目の今の公民館事業の質を落とすことなく新しい施設においても実施することとし、条例または規則に明記することについては、勝浦市芸術文化交流センター設置管理条例施行規則の中で、現在行っている公民館事業を引き継ぐ形で交流センター事業として明記をし、現在手続中であるということ。2点目の地元興津区の了解を得ることについては、地元興津区としては、建設場所、施設面については市に一任するというもので、特に施設の名称についてはこだわらないということ。3点目の新しい施設となっても公民館の利用サービスの基準を落とすことがないことについては、公民館から集会所となることで、今まで以上のサービスが提供されることが予想されます。これは社会教育法第5章第20条から第42条に公民館についての明記があります。このうち第23条（公民館の運営方針）の中で、公民館が行ってはならない行為が明記されております。これは公民館の利用制限についてであり、公民館であるがために利用者側が制限を受けるものでありますが、集会所となることでこの利用制限が緩和されることとなり、利用者側である市民からすれば、今まで以上の利用が可能となるものであります。このことは、市民及び利用者の利便性の向上につながるものであり、加えて、今まで行われてきた公民館事業が勝浦市芸術文化交流センター事業となることで、一体的な事業運営が行われることにもなります。以上、社会教育課長が、本会議質疑に対する答弁されたように、公民審での条件をクリアされることが明らかになりました。

反対者は今までの公民館事業が確実に行われるための担保として議会の承認案件となる条例

において明記するよう求めております。これについては、今までの公民館事業を引き継ぐ形で新しくなる勝浦市芸術文化交流センター設置管理条例施行規則において、勝浦市芸術文化交流センター事業として明記がされること。そして、今までの公民審にかわるものとして、勝浦市芸術文化交流センター運営協議会が設置され、勝浦市芸術文化交流センターの運営に関する重要な事項を審議することとなりますが、この勝浦市芸術文化交流センター運営協議会は、勝浦市芸術文化交流センター設置管理条例第8条に明記されている協議会であり、このことが条例における担保になるものであります。また、社会教育課長が本会議で答弁されたことは、会議録として残るものであり、このこと自体が何よりの担保になるのではないのでしょうか。

以上、申し上げましたが、藤本議員におかれましては、念には念を、心配に、心配にという立場で反対ということだと思えます。私の心中を察していただいて、反対討論をしたといっても、今からでも賛成していただくことも可能でございます。

加えて、最後に申し上げますが、昭和30年以来続いてきた公民館事業が交流センター事業として引き継がれていくことにより、さらに発展して、公民館本来の設置目的である教育・学術及び文化に関する各種の事業を行い、もって住民の教養の向上、健康の増進、情操の純化を図り、生活文化の振興、社会福祉の増進がこれまで以上に寄与されることを求めて賛成の討論いたします。

○議長（岩瀬義信君） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩瀬義信君） これをもって討論を終結いたします。

これより議案第31号 勝浦市コミュニティ集会所施設設置管理条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手多数〕

○議長（岩瀬義信君） 挙手多数であります。よって、議案第31号は、原案のとおり可決されました。

○議長（岩瀬義信君） 次に、議案第32号 勝浦市子ども医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○議長（岩瀬義信君） 挙手全員であります。よって、議案第32号は、原案のとおり可決されました。

○議長（岩瀬義信君） 次に、議案第33号 勝浦市母子世帯高校就学費補助条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○議長（岩瀬義信君） 挙手全員であります。よって、議案第33号は、原案のとおり可決されました。

○議長（岩瀬義信君） 次に、議案第36号 平成26年度勝浦市国民健康保険特別会計補正予算を採決いたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○議長（岩瀬義信君） 挙手全員であります。よって、議案第36号は、原案のとおり可決されました。

○議長（岩瀬義信君） 次に、議案第37号 平成26年度勝浦市介護保険特別会計補正予算を採決いたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○議長（岩瀬義信君） 挙手全員であります。よって、議案第37号は、原案のとおり可決されました。

○議長（岩瀬義信君） 次に、議案第38号 平成26年度勝浦市水道事業会計補正予算を議題といたします。

本件に関し、委員長の報告を求めます。渡辺建設経済常任委員長。

〔建設経済常任委員長 渡辺玄正君登壇〕

○建設経済常任委員長（渡辺玄正君） 議長のご指名によりまして、今期定例会において建設経済常任委員会に付託されました議案の審査経過と結果について、その概要をご報告いたします。

当建設経済常任委員会は、付託されました事件を審査するため、去る9月18日、委員会を開催し、執行部より市長、副市長、教育長及び関係課長の出席を求め、その審査を終了いたしました。

その審査結果につきましては、お手元へ配布の委員会審査報告書のとおり、議案第38号 平成26年度勝浦市水道事業会計補正予算につきまして全員賛成で、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上をもちまして、建設経済常任委員長の報告を終わります。

○議長（岩瀬義信君） これより委員長の報告に対する質疑に入るのでありますが、ただいまのところ通告はありません。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩瀬義信君） これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入るのでありますが、ただいまのところ通告はありません。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩瀬義信君） これをもって討論を終結いたします。

これより議案第38号 平成26年度勝浦市水道事業会計補正予算を採決いたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○議長（岩瀬義信君） 挙手全員であります。よって、議案第38号は、原案のとおり可決されました。

○議長（岩瀬義信君） 次に、議案第39号ないし議案第43号、以上5件を一括議題といたします。本案は、議案第39号ないし議案第42号、以上4件はいずれも決算認定について、議案第43号は、利益の処分及び決算認定についてであります。本案に関し、委員長の報告を求めます。吉野決算審査特別委員長。

〔決算審査特別委員長 吉野修文君登壇〕

○決算審査特別委員長（吉野修文君） 議長よりご指名がありましたので、本決算審査特別委員会に付託されました議案第39号ないし議案第42号、以上4件の決算認定について、議案第43号 利益の処分及び決算認定について、以上5件の審査経過と結果について、その概要をご報告いたします。

当決算審査特別委員会は、去る9月19日及び22日の2日間、付託議案を審査するため、委員会を開催し、執行部より市長、副市長、教育長及び関係課長の出席を求め、その審査を終了いたしました。その結果、議案第39号ないし議案第43号、以上5件については、賛成多数で、お手元へ配布の委員会審査報告書のとおり、それぞれ認定、原案可決及び認定すべきものと決定いたしました。

なお、本決算審査特別委員会における審査の過程におきまして、各委員から質疑、意見、要望があり、その主なものを申し上げますと、まず、一般会計歳入歳出決算、歳入では、経常収支比率及び将来負担比率については、県内市町村の平均に比べ高水準となっているが、今後、財政の柔軟性を高めていくためにも、これらの数値をどのように改善していくのかをただしたところ、市の公債費は、今年度末見込みで約93億円で、うち約79億円が交付税で充てられていくということで、正味の債務は約14億円ということになり、交付税措置のある有利な財源を活用しているので、将来的に問題ないと考える。今後も事務事業経費の見直しや有利な地方債の活用により、経常収支比率及び将来負担比率の改善を図りたいとの答弁がありました。

次に、歳出については、市営野球場整備事業における基本計画見直し業務委託料の内容について及び再検討の内容についてただしたところ、平成7年度に総合運動公園の基本計画を策定し、総合的な運動施設を計画したが、凍結となり、平成25年度に基本計画の見直しをし、市営野球場、野球場以外のスポーツ施設及び自然公園としての検討を実施した。

市全体のスポーツ施設のありようは、勝浦若潮高校の閉校、市内小中学校の統合による跡地利用も含めて、総合運動公園等を核とした市民が憩える施設を整備していきたいとの答弁がありました。また、市民がいつでもスポーツのできる施設整備の早期実現の要望がありました。

国民健康保険特別会計では、市民の健康増進を図り、医療費の抑制をすることにより、国民健康保険税の負担を減少させることについてただしたところ、市民の健康増進が医療費の抑制につながるということで、特定健康診査においては、土曜日の健診の実施、広報無線や広報紙による周知並びに受診者の利便性を考慮し、受診会場を保健福祉センターから市役所や武道館研修センターに変更するなど受診率の向上を図り、疾病の早期発見、早期治療に努める。また、人間ドック費用の助成の推進や、データヘルス計画の研究をして、医療費抑制を図りたいとの答弁がありました。

以上で、決算審査特別委員長の報告を終わります。

○議長（岩瀬義信君） これより委員長の報告に対する質疑に入るのですが、ただいまのところ通告はありません。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩瀬義信君） これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入るのですが、ただいまのところ通告はありません。討論はありませんか。藤本議員。

〔4番 藤本 治君登壇〕

○4番（藤本 治君） 私は、議案第39号から議案第43号までの5つの決算認定について、反対の立場から討論を行います。

振り返ると、平成25年度は、前年12月の総選挙で誕生した安倍・自公政権が300議席を超える衆議院での圧倒的多数の力を背景に、あらゆる分野で暴走を開始しました。アベノミクスの名での国民犠牲、大企業応援の政治、原発の再稼働、TPPの推進、沖縄新基地建設のゴリ押し、解釈改憲に向けた動きなど、国政の全分野で逆流が作り出されました。

安倍政権がアベノミクスの名で進めている経済政策は新しいものではありません。大企業を応援し、大企業がもうけを上げれば、いずれは雇用、賃金、家計に回ってくるという古い破綻したトリクルダウンの理論、おこぼれ経済学にほかなりません。これが日本経済に好循環をもたらすどころか、衰退の悪循環しかもたらさなかったことは、既に歴史の事実が証明しています。日本共産党は、この逆立ちした経済政策と正面から闘い、国民の暮らしを直接応援して、日本経済の危機を打開し、健全な成長への好循環をつくるために奮闘してまいります。

その第1の柱は、働く人の所得を増やす経済改革、賃上げと安定した雇用の拡大によって、経済危機を打開することです。第2の柱は、消費税増税に反対し、税財政と経済の民主的改組によって、社会保障充実と財政危機打開を図ることです。第3の柱は、安倍政権が進める社会保障の解体攻撃と闘い、社会保障の再生、拡充を図っていくことです。第4の柱は、内需主導の健全な成長をもたらす産業政策への転換を図ることです。アベノミクスの本性は既にあらわとなり、日本経済は、危険な水域に入っています。異常な金融緩和によって株価は上がりましたが、庶民への恩恵はなく、円安による燃料と原材料、生活必需品の値上げが家計と中小企業の営業を苦しめています。何よりも働く人の賃金は減り続けています。

このような経済情勢のもとで、消費税は4月に税率が5%から8%に引き上げられました。増税を見越して1-3月期の個人消費は前期に比べ2.0は増えましたが、駆け込み需要としては弱いものでした。しかも増税後の4-6月期には一転5.1%の落ち込みです。反動減としては予想を遥かに超える大きなものでした。国内総生産（GDP）全体でも、年率7.1%もの大幅な落

ち込みです。しかも落ち込みは7月になってもとまらず、7月の家計調査で実質消費支出は5.9%もの低下です。落ち込みの原因は、反動減が回復していないことや悪天候だけにとどまりません。アベノミクスによる金融緩和と円安で消費者物価が上昇し、収入の目減りが続いています。毎月勤労統計で見た勤労者世帯の実質賃金は増税前から13カ月連続のマイナスです。

異常な金融緩和と公共投資など財政の拡大、大企業のための規制緩和を3本の柱とするアベノミクスは、大企業のもうけを増やしただけで、労働者の収入や雇用の拡大には回っていません。それどころか円安と消費者物価の上昇を招き、実質賃金の目減りを激しくしています。国民が消費を増やすゆとりがないのは、文字どおりアベノミクスによるものです。

安倍内閣は、こうしたアベノミクスを改めるところか、内閣改造後、いよいよこれからが第2幕だと、金融緩和や規制緩和に拍車をかけています。その中で狙っているのが、来年10月からの消費税の税率を8%から10%に再増税することです。増税が強行されれば、消費をさらに落ち込ませるのは明らかです。暮らしを破壊し、経済も財政も破綻させる増税の企ては中止すべきです。

国の政治が暴走しているこのようなときこそ、勝浦市政が住民の命と暮らしを守るために、悪政への防波堤の役割を發揮することが求められています。アベノミクスの第2の矢である財政出動を活用して、2年間にわたり、勝浦市では一般財源の支出を抑えながら、大規模な建設事業や道路整備等をまとめて行っています。有利な条件を活かしてこれらの事業を行うとともに、あわせて水道料金やごみ袋代、国民健康保険税、介護保険料などの負担を軽減してほしいとの市民の要望に応えることが必要です。国民の所得が低下を続け、暮らし向きが悪くなり続けているもとで負担の軽減は最も優先すべき政策課題です。

また、水道料金や国民健康保険税には、近隣の市や町では当たり前のこととして一般会計からの繰り入れが行われています。ところが勝浦市ではかたくなに、今なお手をつけずにいます。平成25年度の国民健康保険特別会計の決算は2億1,073万円余の黒字となり、水道事業会計では1億6,178万円余の剰余金が生まれました。また、介護保険特別会計は1億126万円余の黒字となりました。いずれも県下でもトップクラスの重い負担を強いている結果であり、本来直ちに市民に還元すべきものです。

市民の苦難を軽減するために、一般会計からの繰り入れを行うのは地方自治体の責務です。近隣の市町村が当たり前に行っていることを勝浦市だけが行わないというのは許されません。また、高過ぎる国保税を引き下げるために、国に対しては国庫負担の引き上げを強く求めるべきです。医療・介護分野では、軽度者からの介護取り上げや負担増を強いる一方、コストのかかる施設や医療機関から在宅へと強引に押し戻そうとしています。また、介護サービスを充実すれば、保険料にはね返るという制度の矛盾を解消することが必要です。

以上を指摘し、75歳以上という年齢により国民を差別する後期高齢者医療制度は、一日も早く廃止すべき制度であることを申し添えて、各会計の決算認定に対する反対討論を終わります。

○議長（岩瀬義信君） ほかに討論はありませんか。黒川議員。

〔14番 黒川民雄君登壇〕

○14番（黒川民雄君） 私は、議案第39号ないし議案第42号の決算認定及び議案第43号 利益の処分及び決算認定について、賛成の立場で討論をいたします。

市税、地方交付税を初めとした一般財源の大幅な増加が見込めない中、老朽化した公共施設

の改修や社会保障関係経費の増加への対応など、多くの課題に適切に対応し、持続可能な財政運営を確保、維持していくことが何より重要であると考えます。

このような状況にあって、一般会計、特別会計及び水道事業会計においては、市税などの歳入確保に努める一方、経常経費の節減に努めつつ、各種事業が展開されたものと考えます。

一般会計では、安全で安心な教育環境の確保を図るため、勝浦中学校体育館の改築を初め、北中学校、勝浦小学校など、4校の体育館の耐震補強・大規模改修に加え、学校給食共同調理場の改築が実施されました。

防災・災害対策としては、防災備蓄センターの建築、川津南トンネルの改修、避難路の整備などが実施されました。

保健・福祉分野では、とよはま放課後ルームの開設、上野保育所の園庭拡張整備に加え、認定こども園整備に向けた基本構想の策定にも取り組まれております。

産業振興においては、潮風散歩道トイレの整備のほか、有料道路利用観光振興事業なども実施されました。

そのほか、勝浦駅エレベーター設置費補助事業や都市計画マスタープラン策定事業も実施されるなど、行政全般にわたる施策事業の推進により、市民福祉の維持向上に努められたもので、大いに評価すべきものと考えます。

また、各特別会計、水道事業会計におきましても、受益者負担の公平性に鑑みながら、各会計の設置趣旨を念頭に、限られた財源を有効に活かしながら適切に運営されたものであり、大いに評価されるものであります。

なお、監査委員の意見書においても、市民福祉の維持向上と市政の発展を図るための行政各般にわたる施策事業の実施に努力されたことが認められる旨、付記されております。

以上のことから、議案第39号から議案第43号までの一般会計、各特別会計及び水道事業会計の5件の決算認定につきましては、賛成すべきものと申し上げまして、討論といたします。

○議長（岩瀬義信君） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩瀬義信君） これをもって討論を終結いたします。

これより議案第39号 決算認定について、平成25年度勝浦市一般会計歳入歳出決算を採決いたします。本決算に対する委員長の報告は、これを認定すべきものであります。

本決算は、委員長の報告のとおり認定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手多数〕

○議長（岩瀬義信君） 挙手多数であります。よって、議案第39号は、認定することに決しました。

○議長（岩瀬義信君） 次に、議案第40号 決算認定について、平成25年度勝浦市国民健康保険特別会計歳入歳出決算を採決いたします。本決算に対する委員長の報告は、これを認定すべきものであります。

本決算は、委員長の報告のとおり認定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手多数〕

○議長（岩瀬義信君） 挙手多数であります。よって、議案第40号は、認定することに決しました。

○議長（岩瀬義信君） 次に、議案第41号 決算認定について、平成25年度勝浦市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算を採決いたします。本決算に対する委員長の報告は、これを認定すべきものであります。

本決算は、委員長の報告のとおり認定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

[挙手多数]

○議長（岩瀬義信君） 挙手多数であります。よって、議案第41号は、認定することに決しました。

○議長（岩瀬義信君） 次に、議案第42号 決算認定について、平成25年度勝浦市介護保険特別会計歳入歳出決算を採決いたします。本決算に対する委員長の報告は、これを認定すべきものであります。

本決算は、委員長の報告のとおり認定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

[挙手多数]

○議長（岩瀬義信君） 挙手多数であります。よって、議案第42号は、認定することに決しました。

○議長（岩瀬義信君） 次に、議案第43号 利益の処分及び決算認定について、平成25年度勝浦市水道事業会計決算を採決いたします。本決算に対する委員長の報告は、これを原案可決及び認定すべきものであります。

本決算は、委員長の報告のとおり原案可決及び認定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

[挙手多数]

○議長（岩瀬義信君） 挙手多数であります。よって、議案第43号は、原案可決及び認定することに決しました。

議案上程・説明・質疑・討論・採決

○議長（岩瀬義信君） 市長より追加議案の送付がありましたので、職員に朗読させます。植村係長。

[職員朗読]

○議長（岩瀬義信君） 日程第2、議案を上程いたします。

議案第44号 平成26年度勝浦市一般会計補正予算を議題といたします。

市長から提案理由の説明を求めます。猿田市長。

〔市長 猿田寿男君登壇〕

○市長（猿田寿男君） ただいま議題となりました議案第44号 平成26年度勝浦市一般会計補正予算につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

今回の補正予算は、歳入歳出予算の補正及び地方債の補正であり、旧興津保育所園舎の解体工事の実施に当たり、アスベスト含有建材等が確認されたことによる工事費の補正、また、本年2月14日から15日にかけての大雪により被災した農地1カ所、これは査定上では豪雨災害ということになるそうでございますけれども、並びに本年6月6日から8日にかけての豪雨により被災した農地、農業用施設2カ所及び道路1カ所に係る災害復旧経費の補正で、国の災害査定が実施され、事業費が確定したことによるものであります。

歳入歳出予算におきましては、既定予算に806万3,000円を追加し、予算総額を108億5,467万3,000円にしようとするものであります。

歳出予算のうち、民生費におきましては、保育所費に321万3,000円を追加し、災害復旧費におきましては、農地農業用施設災害復旧費を主に485万円を追加しようとするものであります。

これに対する財源として、歳入予算に分担金及び負担金74万1,000円、国庫支出金291万2,000円、繰越金381万円、市債60万円を追加計上しようとするものであります。

地方債におきましては、現年発生補助災害復旧事業債の限度額を変更しようとするものであります。

以上で、議案第44号の提案理由の説明を終わります。

○議長（岩瀬義信君） これより質疑に入るのでありますが、ただいまのところ通告はありません。質疑はありませんか。寺尾議員。

○12番（寺尾重雄君） 私のほうから興津保育所の件をお聞きいたします。これは当時1,691万円で予算計上をされる中で、今、市長の説明の中であったアスベストですね、370万円ですか。これがどうしてこの経緯の中でわかってきたのか。当時、調べる中で、解体設計段階でこの辺の問題がどのように調査されたのか。当然、委託料を払う中で、これをやってみたらこうだったと。では、業者のほうで、どのような経緯をもって、この辺の予算計上になってきたか。そして、これに伴う細部の問題として、業者から言われて、アスベストはトンなのか立米単価なのか、これがどのくらいの量でどういう話で計上されてきているのか。

そして、保育所の解体は当初の予算の中で、私の記憶にはないんですけど、どのくらいの建物で、恐らく木造の瓦ぶきの古い建物でしょうから、外壁は何なのか、そして内部の仕様は、何部屋でどういう形状なのか、再度説明願いながら、前段で言った話をお聞かせ願えればと思います。以上です。

○議長（岩瀬義信君） 午前11時10分まで休憩します。

午前10時57分 休憩

午前11時10分 開議

○議長（岩瀬義信君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

答弁を求めます。花ヶ崎福祉課長。

○福祉課長（花ヶ崎善一君） お答え申し上げます。最初に予算計上の経緯について申し上げます。

興津保育所の敷地について、平成27年3月までに国に返還することから、当初の予算におきまして、概算でございますけれども、解体工事費1,370万円計上しているところでございます。今般、解体設計業務委託の中で、現地調査確認によりまして、アスベスト含有建材及びエアコンフロンガス回収に伴う経費が必要となりまして、321万3,000円の増額が余儀なくされたものでございます。

どこに使われているかとか、そういうことにつきましてお答え申し上げますと、外壁の一部、外部軒の天井、それと内部の天井にアスベスト含有建材が使用されていたということでございます。あと、フロンガスの回収については、業務用の大型エアコンのために費用が拡大したということでございます。

その経費でございますけれども、基本的には基準単価というところから外壁一部につきましては57万1,020円ということで、これは307平方メートルでございます。そして、外部の軒天、内部天井、これは厨房等でございますけれども、151万8,480円、これが合計で666平方メートルということになります。あと、それらの処分費が29万6,000円、そして、エアコンの回収ということで29万6,000円、これが9.5立方メートルということでございます。それらに共通費を加えて、消費税も加えた形で321万3,000円という計上になりました。

あとは、建物の構造等でございますけれども、これは昭和48年11月に建設されております木造平屋建てでございます。当時745平方メートルということでございます。部屋数でございますけれども、保育室6、遊技室1、給食室1、ほふく室1、職員室1で、トイレと廊下等、そういった構造になっております。以上でございます。

○議長（岩瀬義信君） ほかに質疑はありませんか。寺尾議員。

○12番（寺尾重雄君） 今、詳細でご説明願った中の積もり上がりで出た話なんですけど、当時の解体の中で、この処分費については、当然当初の予算計上の中に入っていると、私も思うんです。そこにまずアスベストの問題を加えて、細部の話で物を言っちゃいますと、確かに内部の軒天は何でケイカル板なのかとか、技術的な話は別にして、勝浦市の場合、猿田市長も、技術的な面で一級建築士を寄せたり横のつながりを持った上での積算をするべきで、業者の積もり上げだけでやっているのか、その辺の問題を踏まえても、実際、今、内部軒天を踏まえて660平米、その重量単価で、アスベストには重量単価1種から3種まで、レベル3まであって、その値段はほぼ同じなんです。ただ、被災するかしないか、それを袋に入れて搬出するかしないか、その作業工程だけである。そして値段は同じ、大体トン当たり1万1、二千元ですよ。ただ、業者の言いなりで、積算をもらったものを予算計上でもってこられる話なのかと、私は課長に聞いているんですけどね。当然わかるわけないんですけど、何らかの形で、もう少し煮詰めた問題で計上してほしいなという話なんです。言っていることはね。そこまで言わないですよ、私はやりましたと、課長が言えばそれでいい話だから。ただ、単純計算で言っちゃうと、フロン9.5立米とか、実際外壁の307平米、そして、これを積もり上げて産廃に出すと。当初の予算はどうだったんだと。当然、昔の石膏ボードであればアスベストは含有されている問題があるわけですよ。一般家庭の軒天のカラーベストにおいても含有されているものはあるわけです。今はそういうものはなくなってきている。ただ、冒頭においては、レベル3という基準の中で、そんなに飛散するものじゃないし、そういう中で考えると、実際、単純計算で平米当たり6.5で計算しますと36立米ぐらい、違ったかな、まあ、いいんです。要は、私言いたいのは、業者か

ら相見積で受けたものを、内部でどう検討したかという話を聞きたいだけなんです。それには当然、個別の単価とか内容を、課長は技術屋じゃないからわからないにしても、勝浦市には期限つき職員とかいるわけですよ、そういう中でも調査方法というのはあって、その努力はどうだったんですかという問題だけなんですけど、その辺で積み上げた計算が三百何万円で、業者から、それはアスベストが入っているんだからこれだけは欲しいよと言われて、じゃあ、当時の1,600万円の中の基準の材料をどのように下げたとか、そういう経費というのはどうなんだという問題を聞きたいんですけど、それを提案して、回答はいいです。

○議長（岩瀬義信君） ほかに質疑はありませんか。藤本議員。

○4番（藤本 治君） 興津保育所園舎解体工事費のアスベスト含有建材なんですけれども、これは今までの使用期間で子どもたちとか職員に対する影響が出るような状態ではなかったということなのかどうか。これから解体するに当たって飛散が心配されるということだけなのかどうか、これまでの使用状態においては問題がなかったと言い切れるのかどうか、そこをちょっと確認したいので、ご質問します。

○議長（岩瀬義信君） 答弁を求めます。花ヶ崎福祉課長。

○福祉課長（花ヶ崎善一君） お答え申し上げます。先ほど寺尾議員の質問にもありましたけれども、この使用材につきましては、レベル1からレベル3がございまして、レベル3というのは一番弱いということでございます。そういう中で、これにつきましては、工場で作成されたボード類ということで、耐火性能を上げるための建材でございまして、表面が加工されておりまして、使用上の安全性については問題ないということです。ただ、それが解体に当たって飛散したり、そういうものがあるので今回、重機等が解体で使えないために人的作業になるので、その辺の経費がかさんでしまうということでございます。以上です。

○議長（岩瀬義信君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩瀬義信君） これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第44号につきましては、会議規則第37条第3項の規定により、委員会の付託を省略したいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩瀬義信君） ご異議なしと認めます。よって、議案第44号につきましては、委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入るのでありますが、ただいまのところ通告はありません。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩瀬義信君） これをもって討論を終結いたします。

これより議案第44号 平成26年度勝浦市一般会計補正予算を採決いたします。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○議長（岩瀬義信君） 挙手全員であります。よって、議案第44号は、原案のとおり可決されました。

○議長（岩瀬義信君） 次に、議案第45号 教育委員会委員の任命につき同意を求めることについてを議題といたします。

市長から提案理由の説明を求めます。猿田市長。

〔市長 猿田寿男君登壇〕

○市長（猿田寿男君） ただいま議題となりました議案第45号 教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて、提案理由の説明を申し上げます。

本案は、教育委員会委員、酒井教要氏が、今月末の平成26年9月30日をもって任期満了となることに伴い、新たに渡邊昌俊氏を任命したいため、議会の同意を求めようとするものであります。

渡邊昌俊氏の経歴を申し上げますと、平成2年3月に国際武道大学を卒業後、中央証券株式会社に入社、平成9年3月に同社を退職され、庄司社会保険労務士事務所を経て、平成11年3月、社会保険労務士として地元浜行川に南総労務管理センターを設立し、代表取締役就任されました。また、平成13年6月には、有限会社一南経営サポートを、平成26年には株式会社チェンジ&チャレンジを設立し、それぞれ代表取締役就任しております。

このほか、社団法人勝浦いすみ青年会議所理事長、勝浦市立興津小学校PTA会長、夷隅郡市PTA連絡協議会会長を歴任され、平成25年度からは千葉県PTA連絡協議会幹事の要職を担っておられます。

その人格と見識は、教育委員会委員として適任であると考えます。

よろしくご審議の上、ご同意下さるようお願い申し上げます。提案理由の説明を終わります。

○議長（岩瀬義信君） これより質疑に入ります。ただいまのところ通告はありません。質疑はありませんか。藤本議員。

○4番（藤本 治君） 1点、質問させていただきます。提案の理由で、新しい教育委員が、どういう出身者をそろえるという条件のもとに、今回の提案がなされているんだろうと思いますけれども、そういった今回の提案の主な理由というか、その辺を補足して説明していただきたいと思うのです。

○議長（岩瀬義信君） 答弁を求めます。軽込教育課長。

○教育課長（軽込貫一君） お答え申し上げます。今回、渡邊氏につきましては、地方教育行政のポスト及び運営に関する法律の中に、教育委員のうち保護者である者が含まれるようにしなければならないというふうに規定されているために、今回、このような任命というふうをお願いしたいということでございます。以上でございます。

○議長（岩瀬義信君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩瀬義信君） これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第45号につきましては、正規の手続を省略の上、直ちに採決したいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩瀬義信君） ご異議なしと認めます。よって、議案第45号につきましては、正規の手続を

省略の上、直ちに採決することに決しました。

これより議案第45号 教育委員会委員の任命につき同意を求めることについてを採決いたします。本案は、これに同意することに賛成の諸君の挙手を求めます。

[挙手全員]

○議長（岩瀬義信君） 挙手全員であります。よって、議案第45号は、これに同意することに決しました。

発議案上程・説明・質疑・討論・採決

○議長（岩瀬義信君） 日程第3、発議案を上程いたします。発議案第7号 今年の米価下落にあたって生産コストに見合う米価のため緊急対策を求める意見書についてを議題といたします。職員に発議案を朗読させます。植村係長。

[職員朗読]

○議長（岩瀬義信君） 発議者から提案理由の説明を求めます。鈴木克己議員。

[2番 鈴木克己君登壇]

○2番（鈴木克己君） 議長よりご指名をいただきましたので、ただいま議題となりました発議案第7号 今年の米価下落にあたって生産コストに見合う米価のため緊急対策を求める意見書について、提案理由の説明を申し上げます。

勝浦市の基幹産業は農業と漁業であり、お米は農家の主要作物であります。ところが、今年は異常な米価の下落に対し、農家に衝撃が広がっています。農林水産省の資料では、米1俵60キログラム当たりの平均生産費は、平成23年産で約1万6,000円かかる中で、今年の8月下旬のJAの買収価格はコシヒカリ1等で9,500円という想定外の下落になっています。この2年間で、5から6,000円もの大幅な下落です。

この事態を放置すれば、今後、担い手である後継者が米づくりを見放し、一層の高齢化、農業人口の減少で農村部の過疎化が進み、耕作放棄地の拡大や荒廃が進み、地域農業が衰退してしまいます。

全国的にも、米価下落は食料自給率を低下させ、深刻な事態を招きます。今般の農業の窮状に当たり、政府機関があらゆる対策をとることを強く要望いたします。

このことから、以下の事項を早急を実施されるよう求めます。

- 1、米価下落対策本部を立ち上げ、全国の米価の実態を緊急に調査把握し、深刻な事態を公表するとともに、緊急対策をとること。
- 2、備蓄米の買い上げを当初目標どおり実施すること。
- 3、その他国際家族農業年にふさわしい家族農業を守り、将来に希望が持てる米価回復の諸対策を実施すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出しようとするものであります。何とぞ発議者の意をご賢察の上、よろしくご審議いただき、可決あらんことをお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

○議長（岩瀬義信君） これより質疑に入るのでありますが、ただいまのところ通告はありません。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩瀬義信君） これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております発議案第7号につきましては、会議規則第37条第3項の規定により、委員会の付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩瀬義信君） ご異議なしと認めます。よって、発議案第7号につきましては、委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入るのでありますが、ただいまのところ通告はありません。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩瀬義信君） これをもって討論を終結いたします。

これより発議案第7号 今年の米価下落にあたって生産コストに見合う米価のため緊急対策を求める意見書についてを採決いたします。本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○議長（岩瀬義信君） 挙手全員であります。よって、発議案第7号は、原案のとおり可決されました。

各常任委員会の所管事務調査について

○議長（岩瀬義信君） 日程第4、各常任委員会の所管事務調査についてを議題といたします。

本件につきましては、各常任委員長から会議規則第110条の規定により、お手元へ配布の閉会中の継続調査申出書のとおり、継続調査の申し出があります。

お諮りいたします。本件につきましては、各常任委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査に付することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩瀬義信君） ご異議なしと認めます。よって、本件は閉会中の継続調査に付することに決しました。

報 告

○議長（岩瀬義信君） 日程第5、報告であります。報告第5号 専決処分の報告について、市長の

報告を求めます。猿田市長。

〔市長 猿田寿男君登壇〕

○市長（猿田寿男君） ただいま議題となりました報告第5号の専決処分の報告について申し上げます。

本件は、専決事項として議決されております交通事故に伴う1件100万円以下の損害賠償額の決定及び和解についてであり、去る9月12日に専決処分いたしましたので、ご報告するものがあります。

なお、内容につきましては、報告書に示したとおりでありますので、これによりご了承いただきたいと存じます。

以上で、報告第5号の説明を終わります。

○議長（岩瀬義信君） これをもって報告を終わります。

閉 会

○議長（岩瀬義信君） 以上をもちまして、今期定例会に付議されました事件は全て議了いたしました。

これをもって平成26年9月勝浦市議会定例会を閉会いたします。

午前11時32分 閉会

本日の会議に付した事件

1. 議案第30号～議案第43号の総括審議
1. 議案第44号～議案第45号の総括審議
1. 発議案第7号の総括審議
1. 各常任委員会の所管事務調査について
1. 報告第5号の報告

上記会議の顛末を記載しその相違ないことを証し署名する。

平成 年 月 日

勝 浦 市 議 会 議 長

署 名 議 員

署 名 議 員